

自 第 798 号  
令和 8 年 3 月 26 日

富山県環境審議会  
会長 齋藤 滋 殿

富山県知事 新田 八朗



第 2 種特定鳥獣管理計画の変更について（諮問）

このことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

# 富山県ツキノワグマ管理計画の変更について（狩猟期間の延長）

## 1. 経緯

- ・令和8年1月19日の「ワンチームとやま」連携推進本部会議にて、立山町長から、クマの出没を抑制するため、クマの狩猟期間の延長について提案があった。
- ・この提案を受けて、富山県野生鳥獣保護管理検討委員会を開催したところ、狩猟期間の延長について了承が得られた。
- ・狩猟期間の延長については、管理計画の変更が必要となることから、当審議会に諮問するものである。

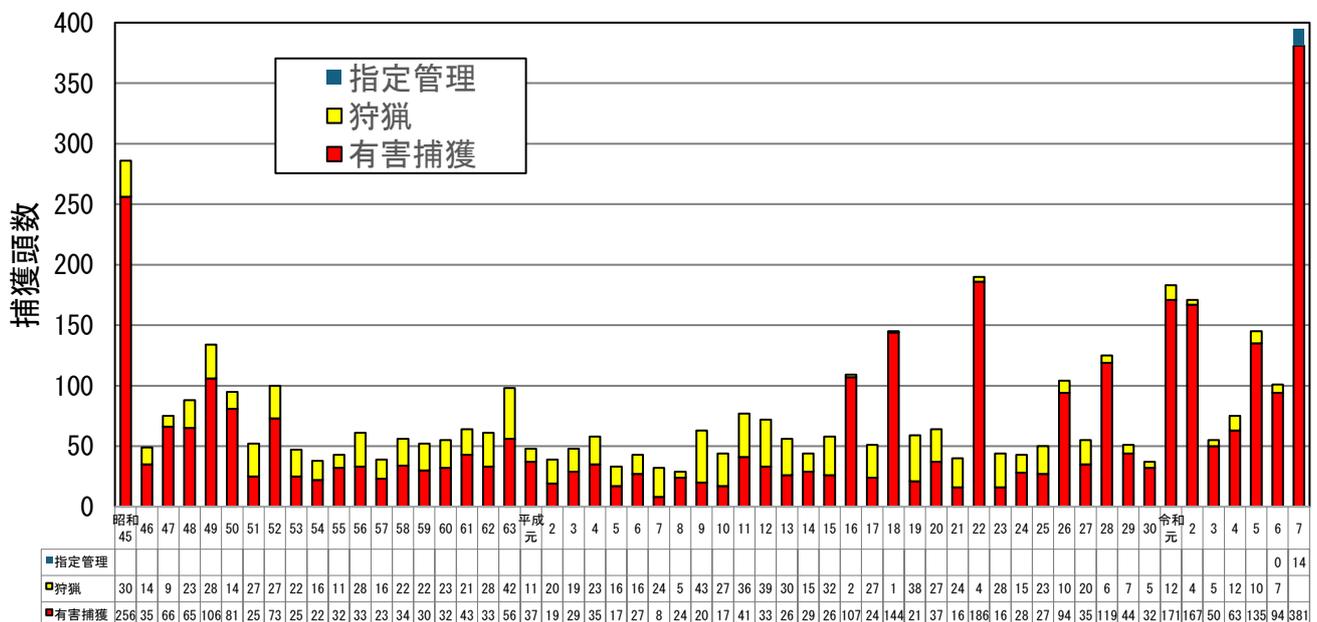
## 2. 狩猟期間についての現状

- (1)鳥獣保護管理法（以下「法」）により、狩猟期間は「10月15日～4月15日」と定められている。（根拠：法第2条第10項）
- (2)ただし、環境大臣は狩猟期間を限定することができ、「11月15日～2月15日」と定められている。（根拠：法第11条第2項、施行規則第9条）
- (3)知事は、第二種特定鳥獣については、その管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、狩猟期間を延長できる。（法第14条第2項）
- (4)これに基づき、本県ではイノシシ・ニホンジカについては、各計画における目標個体数の達成を図るため、捕獲圧を加える観点から、いずれも「11月1日～3月31日※」まで延長している。（各管理計画に延長期間を記載。）

※ただし、11月1日から11月14日までは銃の使用不可（わなのみ可）

## 3. 令和7年度のクマ出沒状況など（令和8年3月6日時点）

- 〔出 没 件 数〕 1,063件（過去10年で最多）
- 〔捕 獲 数〕 395頭（過去最多）〔参考〕令和7年度の年間捕獲上限数 170頭
- 〔人 身 被 害〕 5件6名
- 〔推定個体数〕 約1,450頭（R6時点）〔参考〕前回調査 約1,460頭（R元時点）



#### 4. 他県の状況

現状、クマの狩猟期間を延長している都道府県は、以下の3県

	狩猟期間	目的（各県の管理計画から抜粋）
秋田県	11月1日～ 2月15日	「狩猟は銃器を用いて実施する捕獲活動のひとつであることから、クマが人を忌避するようになる学習効果を期待して、クマの狩猟期間を次のとおり延長して設定する。」
青森県	11月1日～ 3月31日 (R7年度から 延長)	「近年は、人の生活圏に出没を繰り返す個体や人を恐れない個体が出没するなど、ツキノワグマと人との距離が近くなっている。狩猟による捕獲活動は、ツキノワグマが人に追われる経験を <u>する効果が期待される</u> ことから、個体群の存続に十分配慮しながら、狩猟期間を延長して捕獲圧の強化を図る。」
岩手県	11月1日～ 2月末日	「冬眠前及び冬眠明けのツキノワグマに対し、 <u>狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。</u> 」

[参考：岩手県の狩猟による捕獲数等]

	狩猟の捕獲数	全体の捕獲数
狩猟期間を延長する前（H20～H29）	年平均 59 頭	年平均 267 頭
〃 延長した後（H30～R6）	年平均 67 頭	年平均 506 頭

#### 5. 猟友会の意見（聞き取り）

- ・かつて芦峠寺など一部地域ではマタギが4月頃まで捕獲をしていた。3月まで捕獲ができれば、町での出没を防ぐことができる。（立山町猟友会）
- ・冬眠に入る前の狩猟期間を延長したほうが、捕獲や追い払いの効果が見込める。3月に狩猟で捕獲できるのは一部の地域に限られるだろう。（県猟友会）
- ・狩猟期間を前に延長したほうが、ミズキの実や山菜を捕食しているクマを狙撃により効率的に捕獲できる。（大山猟友会）

#### 6. 富山県野生鳥獣保護管理検討委員会での意見（令和8年2月19日開催）

- ・狩猟期間を延長することにより、捕獲従事者である猟友会の持続的・効果的な捕獲体制の維持、狩猟技術の継承につながると考えられる。
- ・始期（11月1～14日）を延長する場合は、林業関係者等の安全管理が重要。

#### 7. 対応案

以下の3案をベースに、富山県野生鳥獣保護管理検討委員会（R8.5月）での検討も踏まえて、野生生物専門部会（第1回、R8.6月）において議論していただく。

また、始期を延長する場合は、イノシシ及びニホンジカについても、捕獲強化の観点から、始期での銃使用を検討し、必要に応じて各管理計画の変更を検討する。

案	狩猟期間	評価
案1 始期と終期を延長	11月1日～3月31日	◎捕獲体制の維持、捕獲数の増加 ◎秋・春のクマに対する人の学習効果 △安全性（11/1～11/14の間）
案2 終期を延長	11月15日～3月31日	○捕獲体制の維持、捕獲数の増加 ○春のクマに対する人の学習効果
案3 始期を延長	11月1日～2月15日	○捕獲体制の維持、捕獲数の増加 ○秋のクマに対する人の学習効果 △安全性（11/1～11/14の間）

## 8. 管理計画変更にかかる関係条文

- ・法第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項

### (参考1) 今後のスケジュール

令和8年3月26日	環境審議会【諮問】
5月下旬	野生鳥獣保護管理検討委員会 第1回
6月下旬	環境審議会野生生物専門部会 第1回
7月	法定協議、利害関係人への意見聴取 パブリックコメント
8～9月	環境審議会【答申】、公示
11月	狩猟期間の延長の開始

### (参考2) ツキノワグマの狩猟による捕獲の制限

ツキノワグマを狩猟で捕獲する際、わなの使用は禁止されている。

(根拠：施行規則第10条第3項)

### (参考3) 狩猟期間延長にかかる関係条文

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第2条第10項 この法律において「狩猟期間」とは、毎年10月15日（北海道にあっては、毎年9月15日）から翌年4月15日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

第11条第2項 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうち鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等を行う期間を限定することができる。

第12条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限を行うことができる。

三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等を行うことを禁止すること。

第14条第2項 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第11条第2項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

第9条 法第11条第2項の環境大臣が定める捕獲等を行う期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等を行う期間
北海道以外の区域	毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで）
北海道の区域	毎年10月1日から翌年1月31日まで（猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）

第10条第3項 法第12条第1項第3号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

- 八 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等を行うため、わなを使用する方法

## 富山県ニホンザル管理計画の変更について（加害レベルの見直し等）

### 1. 経緯

- ・群れの加害レベルを1～4まで定め、レベルに応じた対応を行っているが、依然としてサルによる人に対する威嚇など生活環境への被害が発生しており、地域住民より捕獲の強化等を求める声がある。
- ・これを踏まえ、群れの加害レベル5の創設及びレベル定義の見直しについて、富山県野生鳥獣保護管理検討委員会に諮ったところ、異論なく了承が得られた。
- ・見直しについては、富山県ニホンザル管理計画の変更が必要となることから、当審議会に諮問するものである。

### 2. 富山県内のサルの現状等について

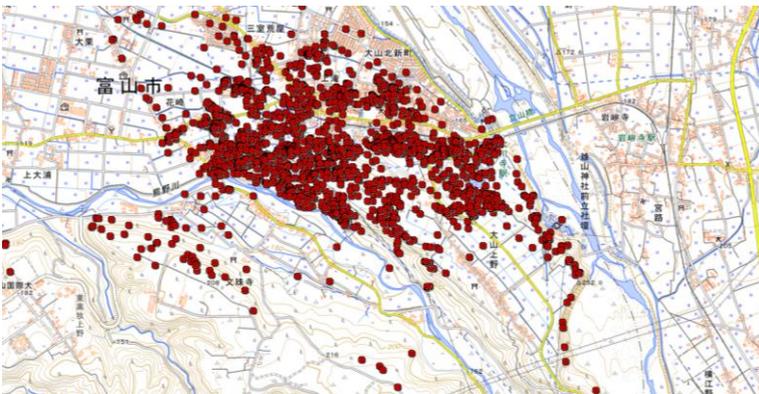
- ・県内のサルの推定生息数は100群3,200頭、うち加害群と判定しているのは45群1,946頭となっている。
- ・加害レベルについて、管理計画の対象となる加害群45群のうち、レベル4が31群、レベル3が14群、レベル2以下はなく、深刻な被害状況となっている。
- ・加害群の数及び個体数について、令和4年度は42群1,757頭であったが、令和6年度末は45群1,946頭となり、増加している。
- ・農業被害額はピーク時の4,700万円（平成16年度）から、近年は200～400万円と減少する一方、件数で見ると、人に対する威嚇や家庭菜園での野菜・果樹の食害など、69件（令和2年度）から620件（令和6年度）と大幅に増加している。
- ・令和7年度の年間捕獲上限数は571頭であるところ、捕獲数は421頭（R8.2.10時点）で過去最多であるが、依然としてサルの苦情が減らない状況が続いている。

### 3. 令和7年度のサルの目撃・被害状況など

本県でのサルの顕著な被害事例は以下のとおり。

- ・人身被害：1件1名（R7.7.2 富山市東黒牧地内にて、高齢女性が柵で囲まれた畑内で引っ掻かれた）
- ・人家侵入：4件（R8.2.10 家の中の干し柿を狙って窓ガラスが割られる等）
- ・人への付きまとい：3件（子どもへの付きまといを含む）
- ・富山市内の小学校のプールの使用中止：1件（R6に糞尿被害があり、R7も中止）

【参考：富山市上野地区のニホンザルの出没状況】



※GPSによる行動調査において集落での目撃が確認できる。

調査期間：R6.4.17～R8.1.1（1日4回計測し、上記の図では2,429点）

#### 4. 加害レベル5の創設及びレベル定義の見直しについて

##### (1) 加害レベル5の創設について

- ・加害レベルは、群れの管理方針を選択するための判断材料であると同時に、対策による効果を検証するためのモニタリング項目である。また、サル管理にあたっては加害レベルを下げるのが最も重要である。
  - ・一方で、本県の管理計画では、加害レベルを1～4まで定めているものの、約6割がレベル4となっていることから、群れの加害状況が分かりづらいのが実状。
  - ・環境省のガイドラインや他県の管理計画では、実情に応じて加害レベル5を設定。
- ⇒レベル4の加害群の中でも、被害が顕著な群れをレベル5として判定し、その群れに対しては、捕獲上限率を設けずに捕獲を行い、加害レベルの低下を図る。

##### (2) レベル定義の見直しについて

- ・加害レベルの判定について、環境省ガイドラインでは、ポイントによる加害レベル判定を用いており、本県の判定方法と比較して、判断基準が明確化している。(別紙参照)
- ⇒現状を踏まえ、加害レベルの程度が顕著な群れに対して対策を強化するため、本県のレベル定義を見直し、全ての加害群の加害レベルの再設定を行う。

#### 5. 富山県野生鳥獣保護管理検討委員会での意見（令和8年2月19日開催）

- ・特に反対意見はなし。
- ・一部の群れでは、人馴れが進んでおり、強い捕獲圧をかけて管理を行っていく必要がある。
- ・レベル定義の見直しとあわせて、平野部と山間部の区分分けを見直してほしい。

#### 6. 管理計画変更にかかる関係条文

- ・法第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項

##### 【参考1：他県の管理計画における加害レベルについて】

- ・石川県、福井県、新潟県、岐阜県の近県4県は加害レベル5まで設定しており、いずれも環境省の加害レベル判定表を採用している。なお、加害レベル5の群れが存在するのは岐阜県のみである。
- ・近隣県のレベル5の群れに対する捕獲対応は、下表のとおりとなっている。

県名	レベル5の群れへの対応
石川県	全頭捕獲
福井県	全頭捕獲
新潟県	部分捕獲 or 全頭捕獲
岐阜県	部分捕獲 or 全頭捕獲

##### 【参考2：今後のスケジュール】

令和8年3月26日	環境審議会【諮問】
5月下旬	野生鳥獣保護管理検討委員会 第1回
6月下旬	環境審議会野生生物専門部会 第1回
7月	法定協議、利害関係人への意見聴取 パブリックコメント
8～9月	環境審議会【答申】、公示

〈参考資料〉 富山県と環境省の加害レベルの設定について

【富山県ニホンザル管理計画（第5期）】

	出没場所	人に対する反応	農林作物の被害状況
レベル1	○群れ全体が、今まで見かけることがなかった林縁部に頻繁に出没する。 ○数頭が、まれに収穫後の農耕地に一時的に出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリを食べる。 ○林縁部にあるホダ場のシイタケを食べる。
レベル2	○群れ全体が、農耕地に季節的に出没する。 ○数頭が、まれに人家の庭先にも出没する。	○人の姿を見ると逃げる。	○主に畦の草本類や落ち穂を食べる。
レベル3	○群れ全体が、農耕地にほとんど通年出没する。 ○群れ全体が、幹線道路を越えて、人家の庭先まで出没する。	○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。	○果樹、野菜、稲、キノコ類などの農林作物を食べる。 ○庭先のカキなどの果実を食べる。
レベル4	○群れ全体が、農耕地にほとんど通年出没する。 ○人家に侵入する。 ○群れ全体が通学路や幹線道路に出没したまま去らない。	○人を威嚇する行動を見せる。 ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う。 ○かみついたりひっかくなど、人に危害を及ぼす。	○農林作物に甚大な被害を与える。 ○人家や商店内の食品や商品を奪う。

【環境省ガイドライン（R6）】

レベル0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
レベル1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
レベル5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいる場合、人の姿を見ただけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度 of 出没が多い または群れのごく一部が出没	遠くにいる場合、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落のみみかける	10頭未満の出没が多い または群れの一部が出没	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落のみみかける	10～20頭程度 of 出没が多い または群れの半数程度が出没	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める)を受けている集落がある	器物を損壊する 倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落のみみかける	20頭以上の出没が多い または群れの全体(あるいは大半)が出没	10mまで近づいても逃げない、または威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化(繰り返し発生する)

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

加害レベルとポイントは左記のとおり。①:1～2, ②:3～7, ③:8～12, ④:13～17, ⑤:18～20